

○大阪電気通信大学利益相反マネジメント規則

平成23年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規則は、大阪電気通信大学利益相反マネジメントポリシーの定めに基づき、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)及び本学教職員等による知的財産の創出、保護、管理、活用及び産学官連携に関する活動に伴って生じる利益相反状況を適切にマネジメントすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、教育及び研究等に関する本学及び本学教職員等としての責任と、本学及び本学教職員等が企業等との関係で得る利益又は責任が相反する状況をいう。
- (2) 「教職員等」とは、次条各号に定める者をいう。
- (3) 「企業等」とは、企業、国、若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

(適用範囲)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学専任・非専任教職員
- (2) 受託研究、受託事業及び学外共同研究に参画する研究員、学生等
- (3) その他第6条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者

(対象)

第4条 この規則に基づく利益相反マネジメントの対象は、本学及び教職員等が実施する研究課題等と関連を有する企業等との関係において、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 次の産学官連携推進活動にかかる受入額について、年間の合計受入額が同一組織から200万円を超える場合
 - (ア) 受託研究、受託事業及び学外共同研究、コンソーシアム等
 - (イ) 実施許諾、権利譲渡、技術研修・指導等
 - (ウ) 委員等の委嘱
 - (エ) 客員教員、学術研究員、客員研究員、ポスト・ドクター等の受入
 - (オ) 研究助成金、奨学寄附金の受入

- (カ) 依頼試験・分析・実験等
- (キ) 機器等の提供
- (ク) その他、地域連携・産学官連携活動に伴う受入
- (2) 産学官連携活動の相手方との関係において、次の項目に該当する場合
 - (ア) 役員就任、その他の兼業及び出資などによる経営関与
 - (イ) 未公開株の保有
 - (ウ) 公開株の保有
 - (エ) ストックオプションの保有
 - (オ) 受益権の保有
- (3) 前2号に掲げるほか、企業・団体からの収入(診療報酬を除く。)について、年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合で、次に掲げるもの
 - (ア) 講師・講演等の謝金
 - (イ) 贈与・寄附。ただし、第1号の(オ)を除く。
 - (ウ) 借入金
 - (エ) その他の経済的利益
- (4) 教職員等が、学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (5) その他、第6条に規定する「利益相反マネジメント委員会」が指定する場合
(利益相反マネジメントの基準)

第5条 この規則において管理すべき利益相反は、本学の社会的信用を、許容できない範囲で損なうおそれがあるもので、その判断基準は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学が本学の社会的責任よりも本学の利益を優先させていると客観的に判断される場合
- (2) 教職員等が本学における職務よりも個人的な利益を優先させていると客観的に判断される場合
- (3) 本学及び教職員等が、経済的な利益の有無にかかわらず、本学の社会的責任や職務よりも学外の活動を優先させていると客観的に判断される場合
- (4) 本学及び教職員等が特定の研究課題を遂行するにあたり、当該研究課題に関連を有する企業等との関係により、研究の公正性・社会性が阻害されていると客観的に判断される場合
(利益相反マネジメント委員会の設置)

第6条 利益相反を適正に管理するため、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」とい

う。)を置く。

- 2 利益相反に関係する問題が指摘された場合等における説明責任は、委員会が負うものとする。
- 3 委員会は適切に説明責任を果たせるよう、予め十分な検討を行い、必要な措置を講じなければならない。

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 利益相反に精通している者又は、産学連携に詳しい教職員のうちから学長が指名する5名以内の者
- (2) 学外の有識者若干名

(委員会の開催等)

第8条 委員会は、必要に応じて開催する。

- 2 委員会は、学長が招集し、委員長を指名する。
- 3 委員長は、学長の命を受け議長となり、委員会を統括する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 5 委員会の決議は、出席者の多数決とし、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の任務)

第10条 委員会は次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーの作成及び改定に関する事項
 - (2) 利益相反による教育・研究に対する弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
 - (3) 利益相反マネジメントのための調査(自己申告書、教職員等からの意見の聴取等)に関する事項
 - (4) 利益相反に関する審査及び勧告等(勧告及び注意を言う。以下同じ。)に関する事項
 - (5) その他本学の利益相反に関する重要事項
- 2 委員会は、前項第4号による審査は、当該利益相反の状況が本学として許容できるか否かについて判定する。
 - 3 委員会は、前項の審査の結果、改善の必要があると判断した活動を行う本学教職員等に対しては助言・指導又は勧告等を行い、学長に報告する。

4 委員会は、前項の勧告等を行った場合、当該教職員等のその後の状況をモニタリングする。

(自己申告)

第11条 教職員等は、次の各号に該当するとき、又は該当すると指摘をうけたときは、所定の自己申告書を学長に提出しなければならない。

(1) 学長の指定する国等の研究課題に応募若しくは申請し、又は実施しようとするとき。

(2) 第4条に定める対象事案について、所属学会等より利益相反状態について情報提示が求められている場合

2 前項の所定の自己申告書に記載すべき者の範囲は、教職員等のほか、当該教職員等と生計を一にする配偶者及び一親等の親族とする。

3 第1項に定める自己申告を要する範囲は、今後の社会情勢等の変化に伴い変更・追加することを委員会が検討する。

(不服申し立て)

第12条 第10条第3項の勧告等を受けた教職員等は、その勧告等に不服がある場合、15日以内に学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の再審査請求を受けた場合、再審査の必要性を判断し、速やかに委員会に再審査を命ずるものとする。

3 委員会は、再審査を行い、再審査結果を学長に対して報告し、学長は、最終決定を行い、再審査請求者へ通知を行う。

(情報公開)

第13条 委員会は、本学の利益相反マネジメントに関する状況を必要な範囲で学外に公表することができる。

(情報等の取り扱い)

第14条 委員会は、自己申告書その他教職員等からもたらされた利益相反に関する情報を秘密情報として管理し、適切に保存しなければならない。

(利益相反に関する自己申告書等の保管)

第15条 委員会は、提出された利益相反に関する自己申告書、これに関する調査資料等を秘密書類として管理し、10年間保存するものとする。

(秘密保持)

第16条 委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その委員の職を退いた後も同様とする。

2 第9条の規定により委員会に出席した者及び次条の規定により事務を行う者については、前項の規定を準用する。

(委員会の事務)

第17条 委員会の事務は、大学事務局研究支援室において行う。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、利益相反マネジメント委員会が定める。

(改廃)

第19条 この規則の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。